

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	新宿税務署増築棟（17）電気設備その他工事	
工事種別	電気設備工事	
工事場所(都県)	東京都	
工事場所(市区町村)	新宿区 北新宿1-19-3	
工事概要	<p>敷地面積 2,095m²</p> <p>【新館】</p> <p>構造：鉄筋コンクリート造地上3階</p> <p>建築面積： 約400m²</p> <p>延べ面積： 約1,300m²</p> <p>用途：庁舎</p> <p>【本館(既存)】</p> <p>構造：鉄筋コンクリート造地上3階地下1階</p> <p>建築面積： 約600m²</p> <p>延べ面積： 約2,700m²</p> <p>用途：庁舎</p> <p>他1棟</p> <p>工事内容：電灯設備、動力設備、受変電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備、中央監視制御設備、構内配電線路</p>	
担当事務所	東京第一営繕事務所	
公告日/期限日/開札日	H29.8.24 / H29.9.8 / H29.10.10	
工期	契約締結の翌日からH31.1.31まで	
入札契約方式/落札方式	一般競争入札(標準型) / 総合評価落札方式(施工能力評価型II型)	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	電気設備工事 B又はA等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	<p>平成14年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす電気設備工事の新設又は改設の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。ただし、建築一式工事における実績は含まない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は除く。</p> <p>(ア)</p> <p>1. 延べ面積 1,000 m²以上</p> <p>(新築工事及び改修工事にあつては建物1棟における延べ面積とし、増築工</p>

		<p>事にあつては増築部分の延べ面積とする。)</p> <p>2. 工事種目 電灯設備 (機器、機材、配管配線等の施工及び試験・調整を含むシステム一式の施工実績とする。)</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとする。</p> <p>なお、当該実績が地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記(ア)の施工実績を有し、他の構成員は下記(イ)の施工実績を有すること。</p> <p>(イ)</p> <p>1. 延べ面積 300㎡以上 (新築工事及び改修工事にあつては建物1棟における延べ面積とし、増築工事にあつては増築部分の延べ面積とする。)</p> <p>2. 工事種目 電灯設備 (機器、機材、配管配線等の施工及び試験・調整を含むシステム一式の施工実績とする。)</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
	<p>配置予定技術者の 資格、工事経験等</p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を本発注工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は開札日から30日間を予定する。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>1) 主任技術者は、1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>監理技術者にあつては、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。</p> <p>2) 1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡し完了した下記(ア)の要件を満たす電気設備工事の新設又は改設に従事した経験を有すること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。ただし、建築一式工事における実績は含まない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は除く。</p> <p>(ア)</p> <p>1. 延べ面積 300㎡以上 (新築工事及び改修工事にあつては建物1棟における延べ面積とし、増築工事にあつては増築部分の延べ面積とする。)</p> <p>2. 工事種目 電灯設備 (機器、機材、配管配線等の施工及び試験・調整を含むシステム一式の施工実績とする。)</p> <p>ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとする。</p> <p>なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡し完了した地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。ただし、</p>

		<p>請負代金額が 500 万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の工事経験として認める。</p> <p>3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。</p> <p>4) 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。詳細は入札説明書による。</p>
--	--	---

「新宿税務署増築棟（17）電気設備その他工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

1. 工事の概要等

本工事は、新宿税務署（新宿区北新宿）本館の耐震改修及び増築棟の新営に係る電気設備の更新及び新設（本館は更新、新館は新設）を行う工事です。

(1) 主な工事内容

- ・電灯設備の主な改修内容は、照明器具（一般照明、非常照明）、コンセント、分電盤、分岐配線及び電灯幹線の更新及び新設を行う工事です。
- ・動力設備の主な改修内容は、機械設備改修に伴う動力制御盤、動力配線及び動力幹線の更新及び新設を行う工事です。
- ・受変電設備は、既存の屋外キュービクルを撤去し、増築棟屋上にキュービクル新設を行う工事です。
- ・構内情報通信網設備は、通信用ケーブルラック、空配管の更新及び新設を行う工事です。
- ・構内交換設備は、空配管、端子盤の改修及び新設を行う工事です。
- ・誘導支援設備は、トイレ呼出装置、インターホン、配線の更新及び新設を行う工事です。
- ・テレビ共同受信設備は、アンテナ、テレビ端子、配線の更新及び新設を行う工事です。
- ・拡声設備は、一般放送アンプ、スピーカー、配線の更新及び新設を行う工事です。
- ・監視カメラ及び防犯・入退室管理設備は、空配管の新設を行う工事です。
- ・火災報知設備は、火報受信機（P形1級）、機器収容箱、感知器、配線の更新及び新設を行う工事です。
- ・中央監視制御設備は、中央監視盤（簡易型壁掛式）、配線の新設を行う工事です。

(2) 施工時間（想定）

- ・現場説明書 現場及び技術に関する事項-P 6 参照

(3) その他留意事項

- ・工事期間中、本施設は居抜き（スケルトン）での作業とする。

2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組みを実施しています。

(1) 実態を踏まえた積算の運用

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実態を踏まえた価格設定を行います。

(2) 施工条件等の円滑な協議

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

(3) 工事関係図書等の効率化

本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係資料の重複提出を避けるとともに、真に必要な最小限の工事関係図書等の作成及び管理を重点的に行うこととし、効率化できる書類について監督職員と協議した上で書類作成等を行うこととなります。工事関係書類一覧表は次の URL よりダウンロードすることができます。 <http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/index00000001.html>

(4) 主任技術者又は監理技術者の扱いについて

現場施工に着手するまでの期間（開札日から 30 日間を予定）は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しません。

なお、本工事の契約期間内において主任技術者又は監理技術者の配置は要しますので、本工事の契約期間内に別工事において「専任」で配置されている者は、主任技術者又は監理技術者として配置できません。

また、上記について、変更が生じた場合には、監督職員と協議を行って下さい。

(5) 入札時積算数量活用方式の適用

本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる「入札時積算数量活用方式」を適用します。